

(別紙様式1)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

(別紙様式1)

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

(別紙様式2)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

令和 8 年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和 8 年度 東京港中央防波堤外側地区
国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。

本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「近接する Y2 岸壁を利用する船舶の入出港を考慮しつつ、Y3 岸壁における安全性及び施工の効率性を確保するための航行安全上の留意点」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、Y1 及び Y2 岸壁に入出港する船舶との競合回避のための対策等、唯一の技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。

本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約をするものである。

令和8年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 令和8年度 東京港国際海上コンテナターミナル整備事業環境調査

本件は、下記の理由により三洋テクノマリン（株）と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)に係る工事の施行に伴い、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価事後調査を行うとともに、環境影響評価の検討等を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、環境影響評価の事後調査計画書に基づく、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系（鳥類、水生生物）、及び廃棄物に係る多岐にわたる分野の環境調査に関する知見を有するとともに、工事の施行中における環境影響評価事後調査にあたっては、事業背景及び事業特性を理解し、港湾物流、各種環境基準及び東京都環境影響評価条例はもとより、環境保全対策等の多岐に渡る環境分野に精通し、最新の知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じたプロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『東京港国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)について、工事の施行中における環境影響評価事後調査を適切に実施するために留意すべき事項』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った三洋テクノマリン（株）を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の3第4項により、三洋テクノマリン（株）と随意契約をするものである。

令和8年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 令和8年度 東京港における港湾の事業継続計画実効性向上検討業務

本件は、下記の理由により（公社）日本港湾協会と随意契約致したい。

記

本業務は、「東京港における港湾の事業継続計画」（以下、「東京港港湾BCP」という。）の実効性向上を目的として、図上訓練を行うとともに、東京港港湾BCP改訂案の検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、港湾BCPの必要性、有効性、策定方法、実施方法、留意事項等に関する専門的な知見を有するとともに、港湾機能や港湾運営、港湾における災害対応、関連法規等様々な港湾に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じたプロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『「東京港における港湾の事業継続計画」の実効性を向上するための訓練手法の検討を行ううえでの着眼点』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った（公社）日本港湾協会を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、（公社）日本港湾協会と随意契約をするものである。

(別紙様式3)

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

(別紙様式4)

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]